

様式第11号-2 (裏面)

記載要領

- 1 表面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 2 許可番号又は届出受理番号を記載する際、一般派遣元事業主は「般」を、特定派遣元事業主は「特」を○で囲むこと。
- 3 1 欄には、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣していた労働者の実数（「過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者の数」欄については、当該日現在において一般労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数）を記載すること。
- 4 「常用雇用労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に規定する常時雇用される労働者のことをいうものであること。
- 5 「日雇派遣労働者」とは、派遣元事業主が雇用する派遣労働者のうち、日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する者のことをいうものであること。
- 6 「登録者」とは、労働者派遣をするに際し登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度を採用している場合における当該登録されている者（雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されたことのない者を除く。）のことをいうものであること。
- 7 「物の製造の業務に従事した派遣労働者」とは、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者のことをいうものであること。
- 8 1 欄の「種類」欄には、派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項各号に規定する業務に該当する場合に限り、当該業務を記載すること。
この場合において、同項第1号に該当するときには該当する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（以下「労働者派遣法施行令」という。）第4条各号に掲げる業務の号番号を、労働者派遣法第40条の2第1項第2号のイに該当するときには「完」を、同号のロに該当するときには「短」を、同項第3号に該当するときには「育」を、同項第4号に該当するときには「介」を記載すること。
ただし、1 欄の「派遣可能期間に制限のない次の各種類の業務に従事した派遣労働者の数」欄に同項第1号に該当する業務に従事した日雇派遣労働者又は日雇派遣労働者以外の労働者の数を記載するに当たり、複数種類の労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる業務に従事した一の派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）においてもつとも多く従事した業務に従事したものとして算入すること。
- 9 2 欄には、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣していた労働者について、それぞれの保険の種類ごとに適用されている者の実数を記載すること。
- 10 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

労働者派遣事業報告書(6月1日現在の状況報告)

厚生労働大臣 殿

提出者

株式会社 厚生労働省
代表取締役 厚生労働 太郎

法人は、会社名及び代表者の氏名を記名押印
個人は代表者の氏名を記名押印

代表者印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象日

必ず記入してください。

平成22年6月1日

事業主による申請になるので、代表者印を押印してください。

許可番号又は届出受理番号 特 0 0 0 0 0 0 0 0	許可年月日又は届出受理年月日	平成 年 月 日
(ふりがな) 氏名又は名称	かぶしがいしゃ こうせいろうどうしょう 株式会社 厚生労働省	
(ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	こうせいろうどう たろう 厚生労働 太郎	
(ふりがな) 事業所の名称	かぶしがいしゃ こうせいろうどうしょう かずみがせきしてん 株式会社 厚生労働省 霞ヶ関支店	
事業所の所在地	〒(-xxxx) 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号第5合庁ビル14階 () -xxxx	

労働者派遣の許可申請又は届出を行っている事業所の名称及び所在地を記入してください。

ビル名まで記入してください。

6月1日に実際に派遣された労働者の実数を記入してください。

「常時雇用される労働者」とは
・期間の定めなく雇用されている者
・期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等のもの。

「常時雇用される労働者以外の労働者」とは左記以外常時雇用される労働者の定義に該当しない労働者。

「日雇派遣労働者」
日々又は30日以内の期間を定めて派遣元事業主に雇用される者。
30日以内の期間を定めた雇用契約を更新して通算30日を超えるような場合も日雇派遣労働者となります。

6月1日に製造業務へ派遣した労働者の実数を記入してください。

1 派遣労働者の数及び登録者の数 (6月1日現在*) (人)

日雇派遣労働者	日雇派遣労働者以外の労働者	
	常時雇用される労働者	常時雇用される労働者以外の労働者
過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数		
種類	日雇派遣労働者以外の労働者	
	日雇派遣労働者	常時雇用される労働者 常時雇用される労働者以外の労働者
物の製造の業務(特定製造業務に限る。)に従事した派遣労働者の数		
派遣可能期間に制限のない次の各種業務に従事した派遣労働者の数 [1~26]労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務 [完]一定期間内に完了が予定される業務 [短]1か月の労働日数が相当程度少ない業務 [育]育児休業者等の業務 [介]介護休業者等の業務	・6月1日に派遣期間に制限のない業務に従事した派遣労働者がいる場合のみ記入してください。 ・26業務にあつては、複数種類の各号に掲げる業務に従事した一の派遣労働者については6月1日現在において最も多く従事した業務に従事した者として記入してください。	

6月1日現在において一般労働者派遣事業に係る登録者であった者の実数を記入してください。
注)過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されていない者を除きます。

注)実際に6月1日に派遣された労働者に限りません。したがって、日頃は派遣労働に従事している常時雇用される労働者であっても、6月1日において、派遣されなかった労働者は必ず除いてください。

2 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況 (6月1日現在*) (人)

	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
常時雇用される労働者			
常時雇用される労働者以外の労働者			

注)実際に6月1日に派遣された労働者に係る雇用保険及び社会保険の適用状況を記入してください。したがって、日頃は派遣労働に従事している労働者であっても6月1日において、派遣されなかった労働者は必ず除いてください。

*6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。

【事業報告書の様式と報告期限の変更に関する参考URL】
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/haken-shoukai.html>